

**[資料紹介] 近世の河川舟運に関する1,2の史料 :
摂津国武庫川・猪名川筋の場合**

著者	津川 正幸
雑誌名	關西大學經濟論集
巻	12
号	3
ページ	287-302
発行年	1962-09-20
その他のタイトル	[Material] Some Materials on the Cargo-Boat in the Tokugawa Period
URL	http://hdl.handle.net/10112/15472

資料紹介

近世の河川舟運に関する一、二の史料

— 揖津国武庫川・猪名川筋の場合 —

津 川 正 幸

ここに紹介する舟運関係史料は、旧揖津国川辺郡小浜町（現兵庫県宝塚市小浜）と同国有馬郡生瀬村（現兵庫県西宮市塩瀬町生瀬）の二宿駅から、猪名川（池田川）および武庫川筋の高瀬舟運行出願に対して出された訴状である。この史料の採訪筆写にあたっては、神戸大学八木哲浩助教授ならびに生瀬の旧家松岡家の出身松岡孝彰氏におうところが大である。

一

さて、わが国の近世における交通運輸の発達について述べんとする時、誰しもその発達の状態が、前世紀に比較して格段の発展を遂げたことを認めないものはない。すなわち、公用人馬

の継ぎ立てを第一目的とし、さらに諸侯の参勤交替を動因として、五街道をはじめ脇街道ならびに諸往還筋の道路・宿駅の建設・道路網の整備にはめざましいものがあつた。また運輸の面については、城下町の発展、中央都市の成立等の当然の結果としての大量需要の生成、あるいは領内市場の狭隘なることの解決策としての中央市場への領内生産物の移出、とくに貢租米の換金化のために、また辺僻の領地からの城米の輸送の必要から、大量輸送を可能とする水上交通のめざましい発達をあとづけることが出来る。

ところで、街道・往還筋の宿駅制は、幕府の保護干渉によって、安全と秩序がたもたれ、武家の利用が常に優先したため

近世の河川舟運に関する一、二の史料（津川）

に、一般庶民の通行は渋滞したとされている。さらには旅行が困難であるばかりではなく、物資の移動・商品の運搬も同様に渋滞しがちであった。したがって少なくとも陸上交通においては、一般的に論ぜられるように円滑な発達をとげたものではなく、むしろその発達を阻止する要因が、幕府の当初からの交通政策、実際の面では宿駅制度に内包されていたのである。その要因を要約すると

1、公用優先の交通政策

2、宿駅制の排他独占的傾向

a、常備人馬の設置と交通機関利用上の制限

b、公用(伝馬役)負担を裏付けとする宿駅の既得権の主張

c、つけ通しを禁じ宿継ぎを実施した為、荷替えによる、荷傷み、運賃負担、所要時間の増大

等があげられるであろう。

右にみられるような陸上交通の発達、物資移動の拡大ならびに円滑化という面よりみて、これを阻害する諸要因に対し、現実面でこれに対抗しあるいは回避して、積極的にはたまた消極的に打解の策を企んで実施しようとする動きが無かつたわけではない。むしろ近世中期以降において、——勿論宿駅制が整

備されていなかった初期においてもみられた——は、既存の交通機関、宿駅、慣行に対して新規の行動をおこし、絶えざる紛争を惹起して宿駅の動揺をきたしたものがあつた。すなわち、

1、勝手道の荷物継ぎ立て

2、間道利用による荷物の付け通し

3、領主権力を利用して、絵符つき荷物の偽装

4、駄賃の割引き実施

5、往還筋に並行する河川、利用可能河川の舟運開発

等に見られる動きである。

二

旧慣に対する諸種の抗争の詳細は省略し、本稿においては前記の通り摂津国猪名川・武庫川筋の舟運を繞る宿駅の動静について述べよう。

自給自足を原則とする封鎖的土地経済にもやがて余剰生産物を生産しうる体制が備わり、用材・薪炭材等の林産物が都市的需要のために産出され、また蔬菜、衣料用原料、米穀がやはり城下町、中央市場へ商品として搬入されるにいたつた時、それら重要農林産物資の生産者ならびに商人の関心事は、生産地よ

り市場へ、消費地へ、これらの物資をより迅速に、安全に、完全に、大量にしかも低廉な運賃、安価な諸掛負担によって運ぶということであった。ところが既に述べた通り、物資輸送の面においても、道中の人馬往来と同様に、領主の貢租米の輸送、武家方荷物の運送が優先し、しかも各宿毎の継ぎ立てという継送形態は崩すことが出来なかった。そこで陸上輸送にかわるべきものとして注目されたのが内水面利用という舟運である。

ところがこの舟運も、新規のものについてはそう容易に開始することが出来なかった。周知の通り内水面の利用は、まず灌漑用水としての利用が第一義的であったこと。ついで淡水漁業利用がこれにつき、その後交通利用が考えられた。したがって単に利用面からみても、新規に舟行についての出願がなされたとしても、領主は当該水面に何等かの意味で關係を有する諸村に対して、新規利用によって生ずる障害ならびに利害の如何を糺した上でなければこれを許可しないという慣習法的裁許を下していたわけである。またその利用が、若し交通に関するものであった場合には、既存の交通機関、宿駅等に同様の事項を糺し、それらの内諾があつてはじめて新規利用を許可する方法をとっていた。

近世の河川舟運に関する一、二の史料（津川）

三

ちなみに、まず猪名川筋の例についてみてゆこう。

史料一、七、八、にあげるものがこれに該当する。猪名川筋の舟運開始の出願とその結果について、豊中市史第二巻その他によりその度数をみると、

寛永十九年 池田川へ舟入れ歎願、郡代五味備前守不許可

明暦元年 角倉与一舟入れ歎願、郡代五味備前守、同板倉周防守不許可

○延宝二年 播磨屋仁兵衛外二名、舟入れ歎願、伊丹外六カ

宿反对、郡代前田安芸守、大坂町奉行石丸石見守不許可

天和元年 川舟訴訟あり、大柴久兵衛・豊嶋権之丞村役人

を取調、馬借の要求を入れ不許可

天和二年 舟入れ歎願、伊丹外七カ宿より大坂町奉行所に

差止め歎願

元祿九年 生駒左兵衛舟入れ出願あり

元祿十四年 船方と池田村民、馬借方間に堤・井堰修復、樽

荷物催判代毎年金二二〇両、荷物一駄六錢、一

荷二銭ずつを支払う条件つきにて、和談成立

享保七年

藻川・池田川の荷船通行出願あり、伊丹・池田

馬借反対

享保九年

多田家人二人池田川筋通船出願、川辺郡出在

家村から反対歎願

○延享四年

伏見又三郎外一名猪名川通船出願、伊丹・小

浜・生瀬三カ宿反対歎願

○宝暦九年

上野村山下町より神崎浜まで通船出願、伊丹・

小浜・生瀬の三カ宿反対歎願

○宝暦十三年

河州交野郡禁屋村源左衛門、酒井村から神崎川

落合まで通船出願、小浜・生瀬・道場川原三カ

宿より反対出願

天明四年

伏見役所付船元締坪井喜六外二人通船出願、不

許可

天明六年

坪井喜六ようやく幕府の許可をえて新船付場を

設置通船を始む。同年夏濁水にて通船一時停止

(○印のあるものは、本稿にあげる資料にあり)

以上寛永期より天明期までの間に一四回の出願がみられる。

そのうち許可になったのは最後の一例で、ようやく天明年代に、

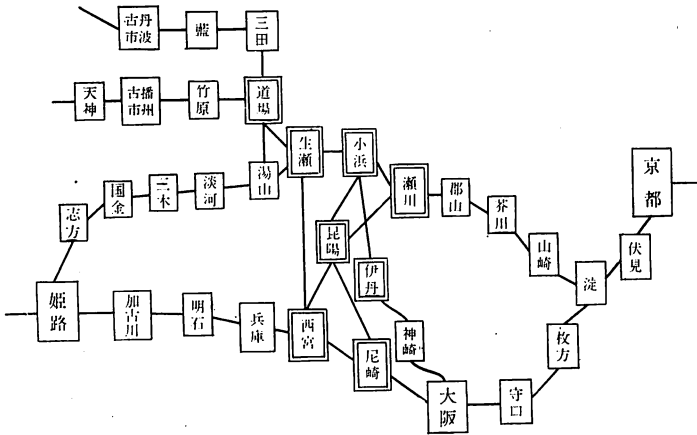
それも坪井喜六という伏見役所付の船元締という地位において、しかも大坂銅座役所を通じて江戸表の勘定奉行に出願し、一時は不許可の沙汰をうけたが屈することなく再願し許可されたものである。

不許可の要因となるところは、灌漑用水施設の破損、堤防の保全ということもあつたが、それらは往々にして出願者の営繕によって修復改良するとの条件つきで、あるいは、使用期間を八月から四月までと制限することで和談が成立する場合もあり、使用される高瀬舟の積載量を自主的に制限し、川幅一間、水深八寸あれば通船できる程度に少なくすることによって解決できるものであつた。したがって最も強力な不許可の要因は、宿駅の反対歎願にあらわれているところの、既得権の主張であつて、新規の通船を認めることは、結局宿駅ならびに牛馬持の衰微を招来し、公用人馬継ぎ立て、武家方荷物の運送が渋滞し、諸般の点で差障りが生ずるとのことであつた。

このことは武庫川筋の通船出願についても、殆んど同様の結果がみられる。猪名川・武庫川筋の通船には、地理的には直接の関係がないように思われる村々(宿駅)が反対しているが、それは当時の交通経路が第一図に示すような状態にあつたから

である。

近世の河川舟運に関する一、二の史料（津川）



第一図 幕末期の摂津国及び隣接宿駅図

四

それにしても、武庫川筋の場合には、出願者と関係村々との和談が成立し、ある区間の通船がおこなわれている。史料二がそれである。この場合、通船承諾の条件として、高瀬舟の通行によって多少とも被害をうける生瀬村に対して、馬借の助成金として、馬一疋に銀百五十拾目の割合で毎年三貫七百五十拾目の銀子を負担し、積載荷物についても、下り荷には木柴は一切積込まないことを確約し、その他の取極めを遵守すべき一札をとりにかわして和談が成立している。しかしこれとても、結局主たる当該関係宿駅である生瀬村と出願者の間で、他宿駅、すなわち、丹波・丹後路・伏見路・西宮道・有馬道・大坂道に関係し、生瀬駅に近隣する、小浜宿・小屋（昆陽）宿・伊丹宿の看過するところではなく、早速に、宿駅衰微の原因となり、馬借困窮を理由に反対訴訟をおこしている。そしてこのことは、たんに通船出願者と反対訴訟を起した宿駅との間にことを起すのみならず、ひいては宿駅と宿駅の利害対立、反目を惹起すにいたる。

ここにあげる史料は、舟運関係史料としては、ごく僅かの

量ではある。しかし、旧慣に対し新規を企画し、許可方を出願し、これに対して既存の交通機関が激しく反対し自己の保全をはかり、反対、不許可の結果におわつてもまた人こそかわれ同様の出願を起し、宿駅は動揺するという状態は、他面よりこれを見ると、物資の流通拡大の方向において、不合理な障害を除去しようとの努力の過程としてみることができ。

史料一 乍恐謹而御訴訟

(小浜部落所有文書)

摂州川辺郡 伊丹 小屋
 同 有馬郡 小浜 生瀬
 同 武庫郡 西宮 尼崎
 右六ヶ宿之馬借共

一右六ヶ宿ハ從往古御制札頂戴馬借所ニテ、馬數三百疋ニテ西宮道有馬道又ハ丹波道筋杯も、御公儀様御役儀等昼夜ニ不限前々より勤来申候、其外ハ老人之荷物ヲ付身命送り申候、然処ニ今度江戸ニテ鈴木□□□衛門京西洞院道播磨屋仁兵衛大坂長堀綿屋九郎左衛門岡本三知此者共新規ヲ企、池田川筋へ

舟ヲ入諸人之痛もかへり見ず方々之荷物積取ル工仕候、自然此川筋へ船被為仰付候得ハ、右六宿之馬借共惑りかつゑニ及御役儀ヲ勤可申様も無御座、數多之馬持共退転可仕と迷惑身余リ、乍憚御訴訟申上候、此外池田馬持共も私共同然ニか、一命ニはなれ迷惑仕候、此已前も舟望申者御座候へとも、馬借共御訴訟申上少も難儀ニ及申段被為聞召分、前々之通ニ被為仰付舟入不申候御事

右之趣被為聞召上御慈悲ニ馬持共飢及不申、前々之通舟入不申候様ニ被為仰付被下候ハ、難有可奉存候

延宝貳年寅四月廿七日

近衛様御下 伊丹馬借
 五味藤九郎様御代官所 小屋馬借
 同 小浜馬借
 長谷川久兵衛様御代官所 生瀬馬借
 青山大膳様御下 尼崎馬借
 同 西宮馬借

御奉行様

史料二 為取替申手形之事

(淨橋寺文書)

一此度三田町より御当地迄之谷川筋え、高瀬船通用ヲ以諸荷物積送り仕度御願申ニ付、宝永元申年三田屋久左衛門私親共討談を以、証文為取替被成被下所持仕罷有候、然ル処当村ハ馬借所ニ御座候得ハ、人馬共御用之透間ハ奥口え之商売荷物着送り渡世仕、御公用等も相勤候得ハ、馬借村方之差構御難義之筋尤至極ニ奉存候、即馬借村方え永々差構不申積リヲ以相對可仕候事

一当村式拾五疋之馬借え助金として、先年ハ馬疋疋ニ金子五兩宛之積リ、百式拾五兩毎年馬借え余納金相渡可申極ニ御座候得共、時節柄殊ニ荷物杯も相減シ、且又元金之時分彼是以御用捨テ願、馬疋疋え銀百五拾目之積リ、毎年銀三貫七百五拾目、右之内三月七月十一月右三度ニ疋貫貳百五拾目宛、無遅滞相渡可申極ニテ御得心相濟申候事

一一般着之儀ハ、当村舟渡場限り、自是下え一切船下ケ申間敷候、則船着分領之義御公儀様え御制札御願申上立置可申候事
一奥々より伐木引木ハ格別、木柴一切積下シ申間敷候、若相背義御座候ハ、村方より御引取ニ可被成候、其時申分無御座候御事

一村方橋々大切ニ可仕候、若損シ仕候ハ、船方之不調法之分

近世の河川舟運に関する一、二の史料（津川）

を手前より急度仕立可申候事

一船着問屋之儀、船方ハ不及申外々よりも妨為成申間敷候、貴殿御支配ニ可被成苦ニ御座候、尤數年之問屋中義ハ、荷且那中御差図次第ニ可仕候事

一領内之間川表我儘成義堅仕間敷候事

右之通相對ヲ以得心相濟申上ハ、船方ハ勿論馬借村方ニ少々之不勝手ハ互ニ致了簡合可申候、若又右極メ之内相違仕御村并馬借之難儀筋有之歟、又ハ助金相滞不屈之族御座候ハ、通用仕候高瀬船御差押え可被成候、其時一言之義聊申分御座有間舖候、為後日取替を申証文依て如件

享保十八年

大坂南渡辺町 願人

丑十二月十一日

金田屋太郎兵衛

同 吉田町

三州屋増太郎

生瀬村庄屋

太兵衛殿

史料三 乍恐御訴訟

（小浜部落所有文書）

一今般三田より生瀬迄川舟往來仕度願人御座候由ニテ、先月廿

八日三田・道場川原・生瀬村御召にて、指構い候哉否之儀御尋被為遊候処、指構い無之由被申上候様ニ承知仕驚入奉存、乍恐御訴訟奉申上候御事

一 小浜之儀ハ、有馬海道并丹波・播磨・丹後・但馬迄之往還筋にて、馬借御役儀相動来り、此奥筋より出申候荷物ハ、小浜口へ出申候処、生瀬川へ舟入候て諸荷物三田・道場川原或ハ生瀬にて舟へ積取り、生瀬着西宮出しニ罷成り候ハ、小浜・伊丹・小屋へ出申候奥口出入之荷物分ひしと無之様ニ罷成り可申と、迷惑至極ニ奉存候御事

一 先年舟入願人御座候節之、右三馬借同事ニ構い御訴訟奉申上候処、被為聞召上舟入之儀不被為仰付、願人相止ミ難有奉存罷在候処、又候哉、願人罷出候儀迷惑千万奉存、唯今にてハ先年よりも諸方共荷物無数罷成候故、猶以馬借指構いニ罷成り至極迷惑仕候義ハ、生瀬・道場川原ニも小浜と相馬借にて能存居被申、殊ニ相互ニ御役儀勤合候間之、荷物舟へ積取候儀一応之相談も無之、得心被致候儀何共難心得奉存候得共、兎角私共三馬借之儀ハ、至極迷惑仕候ニ付乍恐願上候御事
右御願奉申上候通、生瀬川筋へ舟入候てハ、諸荷物舟へ積とられ、其上大坂より之上ヶ荷物迄西宮へ參候様ニ罷成候ハ、奥

口出入之荷物小浜筋へ往来仕間敷と歎ヶ敷奉存候、御慈悲之上先年通り船入不申候様ニ被為仰付被下候ハ、難有可奉存候、已上

享保廿年八月十二日

伊丹町問屋 次郎兵衛

年寄 又兵衛

同 茂兵衛

小屋町庄屋 平右衛門

同 元右衛門

小浜町庄屋 市郎右衛門

年寄 利助

同 忠兵衛

御奉行様

史料四 乍恐返答

(小浜部落所有文書)

近衛様御家領摂州川辺郡 伊丹町

阿部豊後守殿知行所同郡 小屋町

同知行所同郡 小浜町

一 五年以前卯年大坂吉田町金田屋太郎兵衛三州屋増太郎、三田

より生瀬村迄川船往來御願申候由承知仕候ニ付、構御訴訟申上候処、被為聞召上訴狀御指留被為成下難有奉存罷在候処、又々今般御願被申上候ニ付、八月廿五日小浜町御召被遊、指構候訳兩人方へ申聞候様ニ被為仰付奉畏、同廿九日三馬借立會指構候訳申聞候処、先月廿五日書付ヲ以御願被申上、同廿八日三馬借被為召出、返答書仕候様ニ被為仰付奉畏候御事

一三田より生瀬村迄船積仕候荷物、生瀬にて水上仕荷主指凶次第、小浜成とも西宮へ成共相送り可申候様ニ被申候御事

此返答、道場川原より小浜へ、往古より青海道と申往還筋有之候て、生瀬へ荷物纒ならてハ出不申候処、三拾ヶ年余以前生瀬村より西宮へ新規ニ駅賃御定之御添札相願候、以後ハ漸々荷物生瀬村へ多出候様ニ罷成候処、此度舟入候てハ、奥筋より出申候荷物三田・道場川原にて船積取、生瀬着ニ罷成候ハ、生瀬・西宮へハ道法式里、尼崎・神崎へハ四里余御座候へハ、西宮ハ出候方勝手能御座候故、小浜口へ出候荷物ハ曾て有之間敷候

右荷物ニ準シ、往來旅人も西宮通りへ罷成可申候、小浜之儀ハ纒高九拾石余にて、外ニ山林田畑何之助成も曾て御座なく、居屋敷斗之所にて御座候故、諸荷物往來旅人之影ニ

近世の河川舟運に関する一、二の史料（津川）

て渡世仕、馬借御役儀相動來り候ニ付、旅人拔道ニハ御公儀様より御閑札御立被下候程之所にて御座候、右申候通り荷物舟へ積取生瀬着にて西宮へ出候ハ、奥口出入之荷物小浜口へハ一切出不申候様ニ相成り可申候、然ハ小屋・伊丹へも出入荷物無之様ニ罷成、三馬借共迷惑至極仕候趣申聞候御事

一三田より生瀬迄船通用仕、登り荷物ハ一切積申聞敷候様ニ被申候御事

此返答、尤登り荷物ハ積不申候ても、四里余之間出荷物舟へ積とられ片海道ニ罷成候てハ、三馬借共ひしと迷惑仕候由申候得ハ、戻り荷物ハ私事杯と我儘成□□被申候得共、戻り荷物無之候てハ、四里之間難所山坂片海道ニ罷成候故、下地困窮之馬借弥難勤旨申聞候、然ル処此度助金ヲ出シ可申候様ニ被申候得共、馬借ハ不易にて金銀ハ損失有之物にて御座候得ハ、何分助金ヲ以得心ハ得不仕候御事

右之通兩人方へ申聞候処、又候哉、御訴訟被申上迷惑至極ニ奉存候、猶又小浜と生瀬村と不中にて、生瀬村勝手成義ヲ相そねみ候様ニ被申上候儀一円難得心奉存候、不中之義ハ曾て無御座候、縦不中ニ御座候共指構ニも罷成候ハ、御苦勞成義恐多

御奉行様

御願可申上様ハ無御座候、登リ荷物さへ船積不仕候得ハ、指構も有之間敷候様ニ被申上候義ハ、以之外私成了簡にて御座候、右兩人へ申間候様ニ登リ荷物斗にてハ、四里余之間片海道ニ罷成、船積にて諸荷物生瀬着ニ罷成、西宮へ罷出候ハ、小浜口へハ荷物上下とも出申間敷候、其上往来旅人等も荷物ニ准し次第ニ減し候ハ、□ノ背ハ不及申茶屋旅籠屋かごかき等迄迷惑至極仕、三馬借とも御大切成馬借御公用相動リ申間敷と歎ケ敷奉存候、乍恐自今以後船入願人相止ミ候様ニ被為仰付被下候ハ、御慈悲難有可奉存候、以上

元文四年末十月二日

伊丹庄屋次郎左衛門

代幸 助

年寄 政 八

馬借問屋 治郎兵衛

馬借年寄 又兵衛

茂兵衛

小屋庄屋 伊右衛門

忠右衛門

小浜年寄 忠兵衛

馬借年寄 儀兵衛

史料五

乍恐以書付を奉申上候

(小浜部落所有文書)

松平右京太夫殿知行所

摂州有馬郡生瀬村庄屋年寄共

一此度本庄村より名塩村木元迄、川筋通船願人御座候ニ付、右川通村々差構有無之訳、今五日迄書付差上候様先月廿一日被為仰渡奉畏、村中惣百姓え申間相談仕候得ハ、当村之儀ハ御伝馬宿にて、往還荷物之働ヲ以渡世仕宿場御用相動申儀ニ付、通船仕候てハ稼之妨ニ罷成甚難儀仕候ニ付、何分是迄之通被為指置被下候様、惣百姓一同奉願上候

一右通船相願候川筋村々指構之儀、御吟味被為仰付候所、右村々ハ通船願人より致相対候得ハ、指障無之旨申上候ニ付、私共村方えも願人对談仕候ハ、差構無之様ニ可相成旨御尋ニ御座候

此段当村えも願人河内屋市太郎為相対參候由御座候得ハ、折節庄屋年寄御地頭之用ニ付、上京仕罷在候ニ付無面談罷帰候由御座候、尤庄屋年寄在宿仕候共、当村之儀ハ格別之差構有

之場所故、此後願人相對ニ罷參候共相對出来不申候

一此度通船願ハ、私共村方より川上名塩村之内木元村迄致通船、右場所より荷物揚候積リニ御座候故、丹州路より陸路村継右木元村より私共村方え荷物継送り候へハ、通船出来候ても差障リニハ相成間敷と思召候旨御尋御座候、此段生瀬村之儀ハ御伝馬宿にて、丹波・丹後・但馬・播磨右四ヶ国往還筋故、商人荷物旅人之駕籠人足等之働ヲ以渡世仕、上ミニハ同郡道場川原え道法三里、三田え四里、下ハ小浜え巷里、西宮え三里、其外池田・伊丹・尼崎迄も口錢ヲ私継荷物往来仕来り候、尤右通船出来仕候ても、名塩村より下小浜・西宮え之歩行荷物は迄之通ニ御座候得共、右道場川原・三田え送り迎之働にて渡世仕来所、往還之働相減シ候てハ、外々助成無之宿場ニ付渡世差支、右人数所ニ住居不罷成退散仕候、然ハ御伝馬宿御用難勤罷成候儀、難儀迷惑ニ奉存候て、御慈悲ヲ以是迄之通被為指置被下候ハ、難有可奉存候、以上

宝曆八寅年二月五日

生瀬村庄屋 才兵衛

年寄 伊助

御奉行様

近世の河川舟運に関する一、二の史料（津川）

史料六 一札之事

（小浜部落所有文書）

一武庫川表三田より生瀬村迄通船之願人、従先年及數度有之候て、何角と毎々難題被申掛候儀、役筋にて候へ共迷惑至極此事ニ候、右願人度毎ニ大坂御番所様え被召出、彼是と御吟味も有之、是迄ハ伊丹・小屋当所同様書付も差上候得ハ、其刻ハ御聞届も被成下候て、通船願人も相止町中迄も難有奉存候所、又々当春願人有之候て、前広とハ品ヲ替藍本庄より木之元迄通船之御願申上候得ハ、右道筋式拾丁余之村々馬借所共ニ御召出し、何角と御吟味有之候て、右村方中助金を取致相對得心村方過半多ク、当所・伊丹・小屋前々之通申上候得ハ、別ニ御吟味有之候て、書付右三ヶ宿一所ニ差出し申所、遂ニ書付被仰聞認直シ段々申上候得ハ、御聞濟被為下其後御沙汰も無之安堵致申所、先月当地毫撰寺御院主様ニ、当所頭分もの共為旦那之由聞及、京都より縁ヲ以廿六年以前通船願人兩人添簡持参仕、遂直談何角と前来之儀迄申之、尤十五ヶ村ハ相對得心印形証文川表紙図等差出し、并此度書付も致持参此書付ハ差置帰候

右之通外々對談ヲ致得心印形迄濟申上ハ、御当所ヶ村ニ限

大望成就不致と奉存候へハ、何卒内々にて宣御取計熟談ニも致給候様、彼是と御頼被申、其上ニも是非得心ニも及不申儀ニ御座候へ、御番所様へ差構之訳御吟味相願可申候、則川方御役人中えも内々申談も仕候ハハ、何卒手筋ヲ以熟談も致候旨被仰候ニ付、右之通此度縁ヲ求伺出仕候御事にて御座候、対談無御座候へハ、当所老ケ村ヲ相手取申様ニ罷成氣之毒ニ奉存候間、如何様ニも熟談相成儀御座候間、宣御頼申帰候由、名主猪右衛門中元御礼ニ參候席御物語にて、右書付も被遣候、御院主様ニも御込リ被成候て、是迄數度通船之儀聞及候得共、此度願候様にてハ外々村方得心にて、御公儀様え冥加銀毎歳差上候得ハ、御上々様御益ニも罷成、其上幾万人勝手ニ相成候儀ヲ、当地老村ニ限何角と妨申候てハ、何程馬借申立候ても無心元、此上不得心ヲ申上候ハ、毎々御番所表え呼出し町方物入等過分可有之候得ハ、此度対談之筋ハ如何ニ候哉、所詮相談致候ても、溝瀆高座岩とやら大難所有之候得ハ、何程銀主付候ても通船之儀ハ決て無之御事之様噂申仁數多聞及候得ハ、能々相談も可然様御申被成候、然レ共是迄先々役人中毛頭助金ヲ取候無心指少高馬借ヲ申立御返答にて、是迄ハ御聞届も有之候得共、自今右之通願人申立にてハ

何程申訳致候共、御聞濟之程千万無心元、是ノミ無限事共ニ候、此上如何様ニ被為仰付候共、対談申了簡曾て無之候右之通にて、当所願難相立成候てハ、此末町中何程之難儀ニ及候事も難計儀ニ候得ハ、端々者共迄も熟談ニ申聞候、儘好く致勤弁銘々存寄も有之候ハ、相談ニも及可申候、兎角何事も時節到来と申ものニ候哉と、別て歎ケ敷彼是と心痛居申事共ニ候、此上得と名案被致、別之了簡無之候ハ、奥書ニ印形可被致候、以上

宝曆八戊寅年

名主 猪右衛門

年寄 与左衛門

同 与右衛門

同 七郎兵衛

当町中

右之趣町中もの共え被仰聞遂ニ承届候、何分先格之通ニ助金ヲ御取候て熟談被下候儀ハ、私共初御止可被下候旨奉願候、左候刻ハ毎度御召出しにて物入等御座可有候得共、是非ニ不及儀と奉存候、其上右之通ニ是迄御役人中ニも無残所別にて、此御御出情被成被下之上にて如何様被為仰付町中難儀仕候共、右ニ

被仰聞候通時節到來と奉存候得ハ、後々ニ至候ても一同ニ申分無御座候ニ付、連印仕差上申所相違無御座候、為後日依如件

町中惣百姓代 組 頭

同

同

同

史料七 乍恐書付を以御願奉申上候

(淨橋寺文書)

近衛様御家領摂州川辺郡

伊丹馬借

阿部飛驒守殿御知行所同国同郡

小浜馬借

松平右京大夫殿御知行所同国右馬郡

生瀬馬借

右宿□之者共ニ御座候

一此度猪名川筋通船願人有之候趣ハ、摂州川辺郡上野村山下町より神崎浜迄、津出し仕候村々御年貢米并ニ諸荷物池田村迄舟積仕、池田村より下手之分ハ諸荷物不積請、御城米斗神崎浜迄運送仕度候、勿論川幅一間にて水深八寸有之候へハ、通用相成候程宛荷物積込候積リ、川筋并堰其外損所有之候ハ、普請之儀ハ願人より元之通仕立候旨申達候ニ付、私共村方并ニ井堰懸り之村々指障之有無可申旨御尋ニ御座候、此段

近世の河川舟運に関する一、二の史料(津川)

御吟味被為遊候ニ付、乍恐奉申上候

右通船御願被申上候ハ、上野村山下町より池田村迄、御城米諸荷物共ニ運送可仕様願人被申上候、依之池田より下手之分ハ、御城米斗舟積仕候由、御城米ハ勿論諸荷物共是迄私共取場附合出働にて御座候、尚又伊丹より志里余北萩原村と申所、私共荷物支配所にて、是又出働所ニ御座候、然ルニ舟入候てハ勝手宣敷罷成候ニ付、御城米諸荷物共ニ池田村へ舟積ニ相成、萩原村へハ一向荷物出申間敷と敷ケ敷奉存候、則池田村へ着仕候荷物御城米初諸荷物共ニ下手分も舟積ニ可相成と至極難義仕候、別て奥口出入之諸荷物小浜、生瀬と前々より附合出働之所、通舟出来候てハ夫ニ順シ、何方も荷物無数罷成取場之馬働無之ひしと指詰リ千万敷ケ敷奉存候、勿論小浜・生瀬之儀ハ三田奥筋御城米ハ不及申上、商人米穀何れ共舟方へ津出し勝手ニ候得ハ、小浜口へハ荷物ニ不限往来旅人迄も通用不仕候様ニ相成候故、馬借所末々ニ至迄千万難儀仕候、別て御伝馬御用筋御通行ハ、小浜より道場川原へ継場にて四里五里之山坂御用相勤、殊ニ道場川原と附合之場所にて掃リニハ奥筋出荷物附戻り漸々馬飼料ニも仕候所、舟入候てハ諸荷物不残舟へ被積取、御用斗片海道ニ相成、馬借共以之

外及難役敷ケ敷奉存候、左候得ハ、御役義等可相滞候哉と無
覺束、此儀甚敷ケ敷奉存候、何分前書奉申上候通、三駅場之
者共すへて出働之場所にて候所、新規ニ舟通用仕候ては、荷
物無之甚敷ケ敷奉存候御事

一十二年以前辰年、伏見又三郎此本村平兵衛右両人通舟願出候
得共、御慈悲之上從御公儀様御指留被為遊被下難有奉存候御
義、別て往古より御制札頂戴仕御大名様御代官様御上納銀、
其外奥筋御通行御往來不昼夜限御用相動候馬借所にて御座候
故と、乍恐重々難有仕合ニ奉存候所、又候哉、此度新規ニ通
舟願人出来仕候てハ、奥口出入之米穀諸荷物往來迄も運送ニ
相成、以何御大切御役儀可相動便リ無御座敷ケ敷奉存候、何
分若舟入候てハ三駅共及難渡ひしと指詰リ可及飢と千万敷ケ
敷奉存候、幾重ニも向後舟入願人相止候様ニ御指留被為遊被
下候ハ、広大之御慈悲難有可奉存候

伊丹馬借

庄屋 孫左衛門

馬年寄 利左衛門

又兵衛

与兵衛

小浜

年寄 与兵衛

平兵衛

生瀬

多兵衛

久兵衛

史料八

乍恐御願奉申上候

(小浜部落所有文書)

阿部飛驒守殿領分

撰州川辺郡 小浜町

松平右京太夫殿領分

同国有馬郡 生瀬村

保科越前守殿領分

同国同郡 道場川原村

一猪名川筋通船之儀ハ、前々より願人有之候所、川筋長く川床
高下之場所にて障り村多成就不致候、此度河州交野郡禁屋村
源左衛門平左衛門願上候ハ、撰州豊鳴郡酒井村より戸ノ内村
神崎川落合迄船路式里程之間、八月中旬より四月中旬迄、小

キ高瀬舟を以伊丹酒荷物積出候様致度候、尤川筋水行ニ不差障川並有姿ニテ、用水掛リ引一切差障無之様通船致度旨兩人相願、并右川筋ニ井堰三ヶ所所有之候得共、川床高下無之場所ニテ、小船を以通船仕候義、川縁村々用水掛リ少も差構不成旨、右兩人申上候由承知仕候

此段私共村々ハ、右川筋用水掛リニテハ無御座候ニ付、右井堰差構等之有無不奉存候事

一是迄伊丹より神崎え陸路五十丁余有之所、此度相願候伊丹より酒井村迄平均十八丁有之候故、馬借所之勝手宣敷近在牛馬を以附ヶ送り候節ハ、馬借所え口錢取之候故、此儀如何様共相對可致旨申上候由、是又奉承知候

此段私共村々ハ、北国・西国往還筋並御当地より三田奥筋有馬込え之往来諸荷物引請人馬継馬ニテ、御代官所御上納銀并御城米津出し、御大名様方御通行、右昼夜を不限御用御私用共駅役相動候ニ付、往古より御制札頂戴仕、遠近往来之商人諸荷物附送り助力を以駅場相統仕罷在候得共、近年ハ奥口往来之諸荷物も段々相減、依之馬持共渡世難渋仕、馬も次第ニ無数罷成候故、伊丹・神崎表へ出働キを以御駅役無滞相動居申儀ニ御座候、然ル所此度右兩人之者共

近世の河川舟運に関する一、二の史料（津川）

より、前々願人共トハ船路を縮メ、小キ高瀬舟を以伊丹酒荷物積出申度旨願上候由ニ御座候得共猪、名川筋之儀ハ船路之長短ニハ不拘、都て右川筋ニ通船出来仕候てハ、私共駅場相統不罷成候、勿論御威光を以通船仕候ハ、伊丹廻荷物斗ニハ不相限連々ニ外往来之諸荷物共積取候様可仕積リト乍恐奉存候、尤此度願人共よりハ軽く申上候得共、全鉢右川筋ハ船通行相叶候ハ、諸荷物をも積取候可相成条、自ラ私共駅役相統難仕、然ルニおゐてハ御大切成御用筋相動リかね難渋至極奉恐入候、右通船願人は迄数度之儀ニ御座候得共、何分駅場難渋之趣御願申上、御慈悲を以通船願御差止被為成下難有奉存候事

右之趣乍恐被為聞召上、往古より御制札頂戴仕罷在候駅場之儀ニ御座候得ハ、此度通船願之儀乍恐御差止被為成下、向後右鉢之新規成御願不申上候様被為仰付被下候ハ、私共駅場無恙相統仕、広大之御慈悲難有仕合奉存候
私共差障リ御尋ハ無御座候へ共、通船御座候てハ差障リ難儀仕候ニ付、書付を以奉申上候、已上

宝曆十三年

生瀬村

五月廿四日

庄屋 伊左衛門

関西大学『経済論集』第十二卷第三号

年寄 助右衛門

道場川原

庄屋十郎兵衛病氣二付

年寄 弥兵衛

馬借年寄 利兵衛

小浜町

名主猪右衛門病氣二付

代 与右衛門

馬借年寄 平兵衛

御奉行様